

平成 29 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検・確認結果（案）

平成 30 年 11 月 29 日  
独立行政法人評価制度委員会

1 主務大臣による平成 29 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）及び 29 年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）について、

- ・ A 以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
  - ・ C 以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか
- 等の観点から点検した。

また、法人の職員のモチベーションの向上を目指す取組を行い、組織運営の活性化につながっていると思われるものや、短期的な結果に着目するだけでなく、長期的な成果を見据えて評価方法を工夫していると思われるものなど他の法人の参考になるような事例はないかとの観点から確認した。

2 点検・確認した結果は以下のとおりである。

（1）A 以上の評定については、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。しかし、中には、取組の内容は記述されているものの、評定に至った根拠の記述が十分でないと考えられる項目が数例見られたため、所管府省に評定に至った根拠を確認したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

また、C 以下の評定についても、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。しかし、中には、改善方策等に係る記述が十分でないと考えられる項目が見られたため、所管府省に改善方策等を確認したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

なお、確認の結果、評価書には十分に記述されていなかったものの、① A 以上の評定に至った根拠の合理的かつ明確な説明を受けることができたものや、② C 以下の評定を付す場合の改善方策等に係る説明を受けることができたものについて、来年度以降の評価の参考となるよう、その詳細を別紙 1 のとおり取りまとめた。

（2）また、評価書において、法人の現状や課題を的確に分析している例として、

- ① 定量的指標の達成状況は 120%未満であるが、難易度の高い項目に係る評定を一段階引き上げるにふさわしいとした根拠を具体的かつ明確に記述した上で、A 以上の評定としているもの
- ② 定量的には把握が難しい業務の達成状況も含めて、根拠を合理的かつ明確に記述した上で、A 以上の評定としているもの
- ③ 改善方策等を記述する上で、C 以下の評定とした根拠となる課題の発生要因も記述しているもの
- ④ 法人内部の連携・融合の取組の強化の結果、法人の職員のモチベーションが向上し、組織運営の活性化につながっていると思われるものが見られた。来年度以降の評価の参考となるよう、その詳細を別紙 2 のとおり取りまとめた。

3 なお、情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、

- ・ 情報セキュリティ対策について、いずれの法人も評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由にA以上の評定が付されている1法人については、評定に至った根拠が、C以下の評定が付されている1法人については、改善方策等が、いずれも明確に記述されていた。
- ・ 調達等合理化について、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由にA以上の評定又はC以下の評定が付されている法人はなかった。

4 委員会としては、S、A、B、C、Dといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

つまり、評価を実施した結果、法人の良い取組については継続し、又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には、見直し方策を講ずるなど目標に向けたより優れた取組や工夫を行うなど、評価を実施したことのみで満足することなく、PDCAサイクルを回す中で、より高みを目指していく、いわば螺旋状に改善する形で適切に機能させることを目指すべきである。